

明治期の銀行事務について（第1回）

一般社団法人全国銀行協会

企画部金融調査室 室長 大波多 充

I. はじめに

II. 明治36年当時の政治・経済情勢と 銀行の種類・数

1. 明治36年当時の政治・経済情勢

2. 明治36年当時の銀行の種類と数

III. 明治36年当時の銀行業務

1. 預金

2. 貸出金

3. 為替

4. 代金取立

5. 保護預り

6. その他

I. はじめに¹

今年（2024年）は明治元年（1868年）から起算して満150年という記念の年となります。

わが国は明治の時代において、西洋の政治・経済制度や文化などを学び、積極的に取り入れてきました。

明治になって取り入れた制度の1つに「銀行制度」があります。江戸時代にも「両替商」が預金や貸出、為替など現在の銀行に近い業務を行っていたようですし、明治2年には欧米の「Bank」を訳したと言われる「為替会社」も創設されていますが、銀行法制という観点からは、明治5年に施行された国立銀行条例が最初のものとなります。ただし、同条例にもとづく国立銀行は、同32年までに全て消滅していますので、現在の銀行制度、とりわけ普通銀行制度との関係において重要なのは、同23年に制定、同26年に施行された「銀行条例」と考えられます。

本稿では、銀行条例の施行からちょうど10年後、同条例にもとづき設立され

¹本稿における明治期の銀行制度および経済・金融情勢の記述に当たっては、小山嘉昭（2012）『詳解 銀行法【全訂版】』、日本銀行（1982）『日本銀行百年史 第1巻』、日本銀行（1983）『日本銀行百年史 第2巻』、全国銀行協会連合会・社団法人東京銀行協会（1997）『銀行協会五十年史』等を参考にしました。

た銀行の実務が、ある程度、固まってきたと思われる明治 36 年に発行された『銀行利用法』（著者：須田每六²、発行所：國光社出版部）の内容を基に、当時の銀行実務がどのようなものであったか、現在の銀行実務とも比較しながら紹介したいと思います³。

なお、本稿は、上記の書籍を基に執筆者が個人的にまとめたものであり、内容の正しさを保証するものではなく、また、本稿における意見等は、執筆者の個人的見解であり、全国銀行協会の見解を示すものではありません。また、文中、敬称は省略しております。

II. 明治 36 年当時の政治・経済情勢と銀行の種類・数

銀行実務の紹介に入る前に、明治 36 年当時の政治・経済情勢や銀行の種類・数について、簡単に触れておきたいと思います。

1. 明治 36 年当時の政治・経済情勢

明治 36 年は西暦に直すと 1903 年で、この年に生まれた方がご存命であれば、今年 115 歳となります。

当時の政治情勢を概観すると、第 1 次日英同盟協約の締結が明治 35 年 1 月、日露戦争が始まったのが同 37 年 2 月ですので、満州と朝鮮を巡り、日本とロシアの対立が深まった時期と言えます。ちなみに、当時の内閣総理大臣は長州出身の桂太郎で、第 11 代の内閣総理大臣です⁴。

経済・金融情勢に目を転じると、日本は明治 30 年に主要な先進国が採用していた金本位制に移行しましたが、同 31 年、34 年と相次いで大規模な不況に見舞われるなど、厳しい経済情勢下にあったようです。特に同 34 年には、全国的な預金取付けが発生しており、4 月 16 日から 5 月にかけて支払い停止に陥った銀行は 31 行を数えたとのことです⁵。

² 著者についての詳しい情報は得られておりません。

³ 紹介に当たっては、旧字体を新字体に、文語体を口語体にするなど、原文に変更を加えている他、歴史的事実から明らかに誤りと思われる箇所については、執筆者の判断で修正を行っています。

⁴ 首相官邸ウェブサイト「歴代内閣」

<http://www.kantei.go.jp/jp/rekidai/souri/meiji.html>

⁵ 日本銀行（1983）132 頁。

預金取付け等の発生の要因の1つとして、小銀行の乱設があったことから、その後、政府は小銀行の乱設防止の方針を取り、結果として、普通銀行数は明治34年がピークだったとのこと⁶。

明治36年には大きな混乱は収まっていたようですが、ロシアとの緊張状態もあり、経済情勢は引き続き芳しくなかったようです。

参考として、全国銀行協会連合会・社団法人東京銀行協会（1997）に掲載された『5大銀行・地方銀行の主要勘定（明治期）』⁷を再掲します。

表を見ると、地方銀行数は確かに明治35年末の1,836行から同40年末の1,653行、同44年末の1,608行と減少に転じているのが分かります。また、定期預金比率や預貸率、預借率は健全化の方向に向かっているように見えます。その後、大正9年（1920年）に第一次世界大戦後の反動恐慌が、昭和2年（1927年）にいわゆる昭和金融恐慌が発生し、多くの銀行が休業に追い込まれていますので、当時の政府の方針が銀行経営の健全化に繋がったとは必ずしも言えないかもしれませんが、一定の効果はあったのかもしれない。

⁶ 日本銀行（1983）132～133頁。

⁷ 全国銀行協会連合会・社団法人東京銀行協会（1997）7頁。

図表 1 5大銀行・地方銀行の主要勘定（明治期）

（単位：千円）

		行数	払込 資本金	総預金		貸出金 (C)	有価 証券	借入金 (D)	定期 預金 比率 B/A (%)	預貸 率 C/A (%)	預借 率 D/A (%)
				(A)	うち定期 預金 (B)						
5 大 銀 行	明治 30年末	5	9,500	53,587	17,312	55,005	22,135	15,313	32.3	102.6	28.6
	35年末	5	14,000	109,815	39,347	90,867	29,088	1,919	35.8	82.7	1.7
	40年末	5	17,000	201,213	72,943	188,942	44,880	12,437	36.3	93.9	6.2
	44年末	5	37,000	255,026	113,840	233,872	70,159	8,127	44.6	91.7	3.2
地 方 銀 行	明治 30年末	1218	138,312	154,154	36,105	211,505	未詳	未詳	23.4	137.2	
	35年末	1836	244,112	426,888	120,283	606,685	87,406	57,586	28.2	142.1	13.5
	40年末	1653	269,314	743,082	254,313	924,220	130,565	88,161	34.2	124.4	11.9
	44年末	1608	290,162	1,001,222	374,780	1,159,633	200,641	109,948	37.4	115.8	11.0

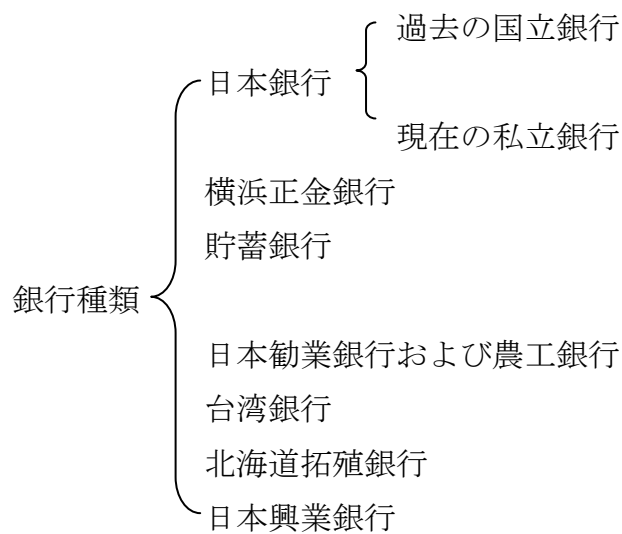
（資料）後藤新一著『日本の金融統計』（東洋経済新報社、昭和45年7月）より作成。

（注）5大銀行とは三井、三菱（三菱合資会社銀行部は大正8年8月独立）、安田、住友、第一
金融恐慌（昭和2年）により有力銀行、特に5大銀行に預金が集集中し、イギリスの Big Five
にならって「5大銀行」というようになった。

2. 明治 36 年当時の銀行の種類と数

『銀行利用法』（以下『利用法』といいます。）には、銀行の種類として、次のものが挙げられています。

図表 2 銀行の種類



以下では、それぞれの銀行がどのようなものであったか、簡単に説明します⁸。

(1) 日本銀行

日本銀行は明治 16 年に日本銀行条例にもとづき設立されました。

設立当時の業務としては、①政府発行の手形・為替手形・商業手形等の割引および買入れ、②地金銀の売買、③金銀貨・地金銀担保貸付、④取引先会社・銀行・商人のために行う手形の取立て、⑤預り金、⑥保護預り、⑦公債・政府発行の手形・政府の保証する証券を担保とする貸付（その金額・利子歩合は大蔵卿の許可を要する）、⑧手形・切手の発行、⑨公債の売買（大蔵卿の認可を要する）、が掲げられていたほか、国庫金の取扱いや兌換銀行

⁸ 以下の説明に当たっては、脚注 1 の文献の他、銀行図書館（1998）『本邦銀行変遷史』の巻末資料「銀行の種類とその沿革」を参考にしました。

券発行権なども規定されてきました⁹。

なお、図表2では、日本銀行の下に「過去の国立銀行」と「私立銀行」が位置付けられています。これは、国庫金受払いの代理関係やコルレス取引関係など、当時の取引関係を示していると考えられますが、当時、日本銀行は商業銀行の1つと位置づけられていたようですので¹⁰、商業銀行というカテゴリーを意識した記述なのかもしれません。

(2) 国立銀行

国立銀行は、前述の国立銀行条例にもとづき設立された民間銀行です。預金、貸付、為替など、全ての銀行業務が行えたほか、正貨兌換の銀行券を発行する機能を有していたことに特徴があり、市中に出回っていた不換紙幣を兌換紙幣に転換し、インフレーションを抑えることに狙いがあったとのこと¹¹。

しかしながら、不換紙幣から兌換紙幣への転換は進まず、その後の制度改正や日本銀行の設立などを経て、前述のとおり、国立銀行は明治32年までに消滅しました。図表2で「過去の国立銀行」と記されているのも、当時、既に国立銀行は消滅していたからでしょう。

(3) 私立銀行

『利用法』では、明治23年に制定された「銀行条例」に依って設立された普通一般の銀行で、株式銀行、合名銀行、合資銀行、株式合資銀行、各人銀行等があるとされています。

ただし、「私立銀行」は銀行条例制定前から存在していました。

国立銀行条例制定当時は、同条例などにより、国立銀行以外の者が「銀行」の名称を用いることはできませんでした。しかしながら、明治9年3月に信用が厚く資力も確実ということで三井銀行の設立が政府から許可され、さらに同年8月の国立銀行条例改正などにより、国立銀行以外の者も「銀行」の名称を用いることが可能となりました。この結果、国立銀行条例に規定さ

⁹ 日本銀行 (1982) 171～172 頁。

¹⁰ 同前 153～154 頁。

¹¹ 小山(1992)10～11 頁。

れた「銀行¹²に類する業を営む者」で名称に「銀行」を用いていた者が「私立銀行」、名称に「銀行」を用いていない者が「銀行類似会社」と整理されたようです¹³。

銀行条例では、「公けに開きたる店舗において、営業として証券の割引をなし、又は為替事業をなし、又は諸預り及び貸付を併せなす者は、いかなる名称を用いるにかかわらず総て銀行とする。」（第1条）とされたことから、「私立銀行」と「銀行類似会社」の区別は意味をなさなくなりますが、「私立銀行」という言葉は、その後も「普通銀行」の同義語として使われていたとのこと¹⁴。

したがって、『利用法』における「私立銀行」は「普通銀行」を意味すると理解するのが妥当と思われます。

(4) 横浜正金銀行

横浜正金銀行は、明治13年に国立銀行条例に準拠する外国為替、貿易金融専門銀行として設立されました。その後、同20年に横浜正金銀行条例が發布され、特殊銀行としての性格が明確化されています。

同行は、第二次世界大戦後の昭和21年（1946年）に営業停止し、資産負債のうち国内新勘定を新設の東京銀行に譲渡した後、同22年（1947年）に閉鎖機関に指定されました。東京銀行は、その後の合併等により、現在は三菱東京UFJ銀行となっています。

(5) 貯蓄銀行

『利用法』では、銀行条例と同じ明治23年に制定された「貯蓄銀行条例」に依って、資本金3万円以上の株式組織で設立されたもので、複利の方法で預金の事業を営むものとされており、新たに一口5円未満の金額を定期預りまたは当座預りとして引き受けるものは、皆、貯蓄銀行条例によるとされています。複利運用を行う小口預金取扱銀行といったところでしょうか。日本銀行によると同36年の企業物価指数（戦前基準指数）は年平均0.504、平

¹² ここでいう「銀行」は「国立銀行」を指します。

¹³ 小山（1992）15～16頁、銀行図書館（1998）巻末資料3～4頁など。

¹⁴ 銀行図書館（1998）巻末資料5頁。

成 28 年は 658.2 となっており¹⁵、現在の物価は当時の約 1,300 倍となりますので、当時の 5 円は現在の価値に換算すると 6,500 円となります。ただし、消費者物価で見ると、現在の価値はもっと上がる可能性があります。

なお、小口の預金を受け入れて、複利運用を行う銀行は、貯蓄銀行条例制定以前から、銀行類似会社や国立銀行、私立銀行などにも見られたようです¹⁶。

貯蓄銀行については、大正 10 年（1921 年）に「貯蓄銀行法」もできましたが、昭和 24 年（1949 年）には全て消滅し、貯蓄銀行法も同 56 年（1981 年）に廃止されました¹⁷。

(6) 日本勧業銀行

日本勧業銀行は、農業と農村工業の金融（不動産金融）を円滑にするため、明治 29 年に制定された「日本勧業銀行法」に依って、同 30 年に設立されました。田畑や山林などの不動産を担保に、最長 50 年の貸付を、現在で言うところの元利均等返済で提供していたようです。また、債券発行も認められていました。

日本勧業銀行法は戦後、昭和 25 年（1950 年）に廃止され、同行は普通銀行に転換しました。同 46 年（1971 年）、合併により第一勧業銀行となった後、平成 12 年（2000 年）に富士銀行、日本興業銀行と経営統合し、現在は、みずほ銀行となっています。

(7) 農工銀行

農工銀行は、明治 29 年に制定された「農工銀行法」に依って、同 33 年までに北海道を除く全国各府県に 1 行ずつ、計 46 行が設立されました。役割は日本勧業銀行と同じですが、日本勧業銀行が全国ベースの銀行であった

¹⁵ 日本銀行ウェブサイト「教えて！にちぎん」

<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/history/j12.htm/>

¹⁶ 銀行図書館（1998）巻末資料 7 頁。

¹⁷ 貯蓄銀行消滅後も、貯蓄銀行法が存続したのは、「定期積金」の取扱いが同法に規定されていたためです。定期積金の取扱いは、昭和 56 年の銀行法改正により、銀行法に組み入れられました。銀行図書館（1998）巻末資料 7 頁。

のに対して、農工銀行は営業地域が基本的に府県内に限定されていた点に違いがあります。『利用法』では、「日本勸業銀行附帯の制度」とされています。

不動産を担保に元利均等返済の長期（農工銀行は最長 30 年）貸付を行っていた点や債券発行が認められていた点は、日本勸業銀行と同様です。

農工銀行は、その後起こった反動恐慌や昭和金融恐慌などの影響から、日本勸業銀行との合併が続き、昭和 19 年（1944 年）に全ての農工銀行が日本勸業銀行との合併により姿を消しました。

(8) 台湾銀行

台湾銀行は、明治 30 年に制定された「台湾銀行法」に依って、同 32 年に設立されました。『利用法』には、商工業その他の事業に資金を供給し、台湾の富源を開発することを目的としていた旨が記されています。また、台湾の中央銀行として、台湾の貨幣の発行権も有していたようです。

台湾銀行の台湾内本支店は、第二次世界大戦後、連合国側の管理下に入り、日本の法律により設置された銀行としては閉鎖されました。

(9) 北海道拓殖銀行

北海道拓殖銀行は、明治 32 年に制定された「北海道拓殖銀行法」に依って、同 33 年、北海道の拓殖事業のために資本を供給することを目的に設立されました。特に不動産担保の長期低利貸付のほか、農産物・株券債券担保の貸付も行っていたようです。当初は、北海道にも農工銀行を設立することが計画されたようですが、北海道の特殊事業により、北海道拓殖銀行が設立されました¹⁸。

北海道拓殖銀行は、日本勸業銀行と同様、戦後、昭和 25 年（1950 年）に根拠法が廃止されたことから、普通銀行に転換しました。その後、平成 10 年（1998 年）に北海道地区の営業を北洋銀行に、本州地区の営業を中央信託銀行に譲渡し、同 11 年（1999 年）に解散しました。

¹⁸ 全国銀行協会連合会・社団法人東京銀行協会（1997） 6 頁。

(10) 日本興業銀行

日本興業銀行は、明治 33 年に制定された「日本興業銀行法」に依って、工業のために長期の貸付を行うことを目的として、同 35 年に設立されました。『利用法』では、①国債、地方債、社債および株券を抵当とする貸付、②国債、地方債、社債の応募または引受け、③預り金および保護預りの取扱い、④地方債、社債および株券に関する信託の業務、⑤営業上、余裕がある時は国債、地方債および株券の買入れなどが業務として挙げられており、その他は一切の営業に関与することはできない、とされています。

日本興業銀行は、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行と同様、戦後、昭和 25 年（1950 年）に根拠法が廃止されたことから、一旦、普通銀行に転換しましたが、同 27 年（1952 年）に長期信用銀行法が施行されたことから、同法にもとづく長期信用銀行に転換しました。その後、平成 12 年（2000 年）に第一勧業銀行、富士銀行と経営統合し、現在は、みずほ銀行となっています。

『利用法』には、明治 34 年 11 月末に大蔵省が調査した全国の銀行数およびその資本金が掲載されています。参考までにお示しすると次のとおりです。

図表3 銀行の行数と資本金額

銀行の種類		行数	資本金額（円）
日本銀行		1	30,000,000
横浜正金銀行		1	24,000,000
日本勧業銀行		1	10,000,000
農工銀行		46	28,370,000
台湾銀行		1	5,000,000
北海道拓殖銀行		1	3,000,000
貯蓄銀行	内	494	60,480,300
	外	1	1,250,000
株式銀行	内	1,545	323,843,815
	外	7	3,164,450
合名銀行		65	15,524,250
合資銀行		133	10,483,474
株式合資銀行		2	652,000
各人銀行		116	8,358,520
総計	内	2,406	519,712,359
	外	8	4,414,450

(備考)「内」は内国銀行本店、「外」は外国銀行支店を指す。

数字を見て、まず感じることは、銀行数が多いということです。金融庁によると、平成29年12月18日現在で銀行免許を取得している銀行は外国銀行支店も合わせて194行ですので¹⁹、現在の銀行の10倍以上の銀行が存在していたこととなります。

また、「株式銀行（内国銀行本店）」の資本金額を行数で割ると、約21万円となりますが、昭和3年（1928年）に施行された銀行法において、最低資本金は100万円と定められたことを考えると、小規模な銀行が多かったこ

¹⁹ 金融庁ウェブサイト「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」
<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>。

とが伺えます²⁰。

Ⅲ. 明治 36 年当時の銀行業務

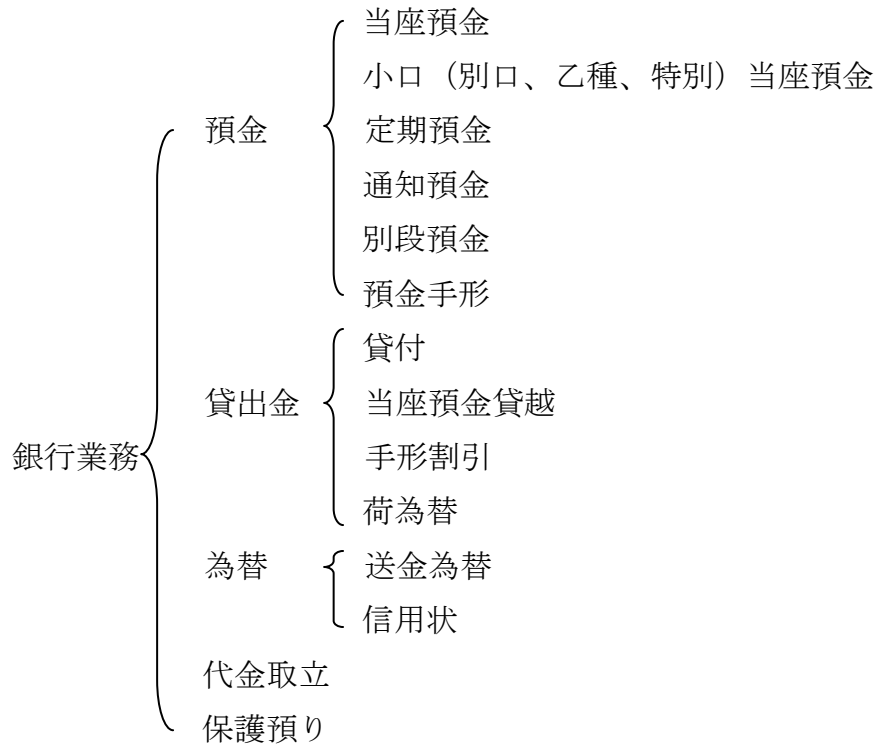
それでは、『利用法』にもとづいて、当時の銀行業務を概観したいと思えます。この本のおもしろいところは、タイトルからも分かるように、銀行利用者の視点から書かれているところで、後述するように「(銀行の) 得意先の注意要項」や「約束手形使用心得」などに加え、「銀行選択の方法」、といったことまで説明されています²¹。

『利用法』では、銀行業務を次のように分類しています。

²⁰ 脚注 15 のウェブサイトに掲載されている企業物価指数（戦前基準指数）を見ると、明治 36 年（1903 年）は 0.504、昭和 3 年（1928 年）は 1.106 ですので、2 倍程度、物価が上がっていることにはなりますが、それでも小規模な銀行が多かったことに変わりはないと思われます。

²¹ 銀行図書館には、他にも明治 30～40 年代に書かれた銀行業務に関する蔵書が複数あります。たとえば、明治 31 年に発行された土子金四郎（1898）『銀行実務誌（四版）』は、銀行側の視点で書かれた実務書で、海外の事例なども紹介しながら銀行実務について説明を行っています。銀行図書館は、残念ながら、建物の建替えのため現在、休業中ですが、ご興味がある方は、再開後に、ぜひ銀行図書館を覗いてみてください。

図表4 銀行業務の分類



現在、銀行法第10条第1項に規定され、銀行の固有業務とされる「預金」(現在の銀行法では「預金又は定期積金等の受入れ」)、「貸出金」(同「資金の貸付け又は手形の割引」)、「為替」(同「為替取引」)が最初に並び、加えて、現在も行われている「代金取立」や「保護預り」が列挙されており、基本となる業務は、今も昔も変わらないと言ってよいでしょう。

ただし、図表4には、現在、広く利用されている「普通預金」が入っていませんし、後述するように、同じ名称でも、現在と実務が異なっているものがあります。

なお、小山(2012)では、たとえば「代金取立」は「為替取引」として整理されている一方、「信用状」の発行は、現行銀行法第10条第2項に規定される「付随業務」の中の「債務の保証」(第1号)と整理されており、図表4の分類は議論があるところかもしれません。ちなみに、「保護預り」は現行銀行法で「付随業務」(第10条第2項第10号)と整理されています。

以下では図表4の各業務を『利用法』にもとづいて簡単に説明します。

1. 預金

(1) 当座預金

いつでも預入れ、払出しができる預金で、払出しには小切手を使用することです。特に取引を頻繁に行う商人にとって利便性があるとのことですので、基本的には商用で、現在の当座預金とほとんど同じように思われます。ただし、現在の当座預金には利子が付かないのに対して、土子(1898)によると、当時、銀行によっては利子を付けていたところもあったようです²²。

(2) 小口(別口、乙種、特別)当座預金

当座預金の一つで、いつでも預入れ、払出しができる点は上記(1)と同様ですが、払出しについては、小切手による銀行と通帳および受取証による銀行があるとのこと。取引があまり頻繁でない商家や貯蓄のために預入れを行う人にとって利便性が高いとのことですので、今の商品で言うと、貯蓄預金に近いイメージでしょうか。

(3) 定期預金

3か月、6か月、1年など、予め一定の期限を定めて預け入れるもので、他の預金に比べて利子が高いということですので、現在の定期預金とほぼ同じと考えてよいでしょう。やむを得ない事情により期限内に引き出す時は、規定の利子ではなく、当座預金または小口当座預金の(低い)利子が付されるところも現在の定期預金と同じですが、銀行によっては利子がかからないところもあったようです。貯蓄や基本財産の積立てのほか、余資の運用に利用されていたようです。

²² 土子(1989)11~12頁。『利用法』の当座預金に係る説明の中にも、当座預金に関する説明の中で、「差当り必要な現金を手許に置くときは徒らに利子を損し」という、付利があることを前提とした記述があります。なお、小山(1992)によれば、当座預金は昭和19年以来無利子とされたとのこと(121頁)。

(4) 通知預金

預金者が、引出し前に一定の期間を定めて予めその旨を通知しておいて引出しを行う預金で、利子も当座預金より高いということですので、こちらでも現在の通知預金と同様の仕組みと考えてよいでしょう。現在の通知預金は、引き出す時には少なくとも2日前までに予告または通知することになっていますが²³、当時は3日前、5日前、7日前といったケースがあったようです。現在よりも通知のタイミングが早いのは、銀行側の資金繰りの問題があったことが想像されます。

(5) 別段預金

特別の原因を有する預金で、引出しにも一定の条件があり、「特別預金」とも呼ばれていたようです。特別の約束がなければ無利子ということですが。別段預金に入るものの例として、次のようなものが挙げられています。

- ・銀行員の身元保証金
- ・代理店の保証金
- ・期限前貸付の内入金
- ・公債等買入れの元金一時預り
- ・代金取立手形の内入金
- ・代金取立済みとなって、まだ依頼主に払い渡していないもの
- ・諸官庁から債権者への支払いのために預かったもの
- ・債権の担保として債務者から徴収した公債・株券等の利子で、まだ債務者に払い渡していないもの
- ・荷為替付貨物の運賃保険料または生命保険会社の保険料等の一時預り
- ・預金利子または利益配当の未払い金 など

現在の別段預金は、銀行が取り扱う株式配当金や日本銀行代理店・歳入代理店として受け入れた歳入金、株式の払込金、銀行が自己宛小切手を振り出したときの支払資金など、銀行取引において生じた決済や整理されて

²³ 小山 (2012) 127~128 頁。

いない保管金、預り金などをとりあえず処理するために設けられる銀行の債務勘定科目の呼称とされており²⁴、利子を付ける場合と付けない場合があるとのことですので²⁵、預入れの対象になるものに若干の違いはあるかもしれませんが、実態的な役割・機能は当時から変わっていないと思われます。

(6) 預金手形

「振出手形」とも呼ばれ、銀行が依頼によって発行するもので、銀行に持参すれば、いつでも引換えに代り金を受け取ることができ、裏書譲渡も自由に行えたようです。性質は約束手形に酷似するものの、支払期限を定めない預金証券で、利子は付かなかったとのことであり、現在の自己宛小切手（預金小切手、預手）と同様のものと考えられます。現在の自己宛小切手の支払資金は、「別段預金」に預け入れられていますが²⁶、当時は、別段預金とは別に管理されていたということかと思われます。

2. 貸出金

(1) 貸付

借主から借入金証書を差し入れてもらい貸し付ける金銭貸借で、次の3種類があるとされています。

・担保貸付

公債証書、大蔵省証券、社債券、株券、倉庫会社預証券および商品等を担保として差し入れてもらい貸し付けるものです。支払期日に弁済の義務が果たされない時は、担保品を売却して、その代金を弁済に充て、その代金でも弁済できない時は、借主にその不足分を弁済してもらうとのこと。

現在の担保付貸付とほぼ同様の仕組みですが、担保の例示として、

²⁴ 小山（2012）126～127頁。

²⁵ 同前。

²⁶ 同前。

不動産が出てこないのが目に付くところです²⁷。

- ・保証貸付

確実な資産もしくは信用がある保証人を立ててもらい貸し付けるもので、借主が弁済の義務を果たさない時は、保証人に弁済の義務を果たしてもらうとのことです。現在は利用が少なくなっている連帯保証人のイメージでしょうか。

- ・信用貸付

担保品、保証人を取らず、単に借主の信用のみによって貸し付けるもので、危険があるため銀行は容易には行わないと言明しています。現在は銀行による無担保・無保証ローンも増えていますが、当時の銀行の経営状況やリスク管理態勢等に鑑みれば、当然のことかもしれません。

貸付は、返済期限により、「定期貸付」と「当座貸付」の2つ区分され、「定期貸付」とは3か月、6か月、1年のように最初から返済期限を定めて貸し付けるもの、「当座貸付」とは、返済期限を定めず、借主の都合あるいは銀行の要求次第、返済することを約束して貸し付けるものとのことです。「銀行の要求次第、返済することを約束」する「当座貸付」は、現在では利用者保護の観点から取り扱うことは難しいかもしれません。

また、利息の割合は、期限の長短、金額の多少またはその人の信用および金融の状況によって異なることが避けられない旨が付言されています。現在では当たり前のことですが、当時は、まだ、広く認知されていたこと

²⁷ 土子（1898）では、土地、家屋等の不動産は、価格が不安定で、流動性も低く、速やかな売却が困難であること、米国の国立銀行は土地、家屋等を担保に取ることが法律で禁じられていることなどを挙げ、特に商工業向けの貸付で不動産を担保に取ることについては否定的なスタンスを取っています（166～167頁）。一方で、「本邦、今日のごとく動産にして抵当に取るべきもの少なく、確実なる抵当は多く土地なりという国柄にては、あるいは勢い、幾分の抵当は土地をも許さずば銀行業の範囲狭隘とならん」（167～168頁）とも述べていますので、不動産担保も利用されていたと思われます。

ではなかったのかもしれませんが。

(2) 当座預金貸越

返済の期限を定めず、得意先の都合により、いつでも返済できるもので、商業上、非常に大きな利便を与えているとしています。当座勘定を開く得意先が預金を引き出し過ぎた場合、一時的に銀行において立替払いを行うため、予めその得意先と銀行との間で特約を結び、貸越の極度を定め置くとのことであり、ここまでは、現在の「当座貸越」と同様と思われます。

しかしながら、銀行がこの種の約束をする場合には、通例、担保を差し入れて初めて取引を行うとのことであり、この種の担保を「根抵当」と称する、という記載が続けてありますので、当時は根抵当を設定することが一般的だったのかもしれませんが。

なお、当座預金貸越は、通常の貸付金よりも利子が高く、いつでも利子の上げ下げができるということで、銀行にとっても利便性の高い商品だったようです。

(3) 手形割引

約束手形または為替手形の所持人が、手形の支払期日前に現金を要する時、銀行が手形の支払人に代わって、その支払当日から手形の満期日までの利子を手形金額から差し引いたうえで、その残額を手形の所持人に支払い、銀行は支払期日に手形の支払人からその代り金を支払ってもらうものとのことです。現行の手形割引と同様と考えられますが、手形割引のことを通俗に「手形を切る」と言うとの記述があり、この点は現在と言葉の使い方が違うようです²⁸。

また、割引を行う手形には、手形の支払人と割引を行った銀行の所在地が同じ「当所払い」と、手形の支払人と割引を行った銀行の所在地が異なる「他所払い」があり、当所払いの手形は取立の費用を要しない一方、他所払いの手形は取立の費用を要することから、割引の割合も高いのが通例と説明されています。

²⁸ 現在、「手形を切る」といった場合、手形の振出を指すことが一般的と思われます。

(4) 荷為替

商人が遠隔地の商人と貨物売渡の約定を結んでその貨物を輸送する場合、貨物が先方の商人の元に到着するまでその代金を受け取れないとすると不便なので、貨物を出荷する商人（出荷主）が貨物の輸送を行うと同時に銀行を受取人とする為替手形を作成し、これに担保品差入証書、船荷証券または貨物引換証、保険証券または保険承認状を添えて銀行に差し出し、その貨物代金の6掛け、7掛けの金額を受け取るというものです。銀行は為替手形の金額から、支払期日までの利子と手数料（上記の例では3～4割）を差し引いて、その残額を支払うこととなります。

銀行は残額を支払った後、当該手形および関係書類を、その手形の支払地における本支店または取引銀行へ送付し、支払期日に貨物を受け取る商人（荷受主）から、当該本支店または取引銀行がその為替手形金額を支払ってもらい、為替手形と関係書類を交付します。

荷受主が為替手形の金額を支払わない時、銀行は出荷主に通知または催告を行い、予め差し入れてもらった荷為替約定書または担保品差入証書にもとづいて貨物を競売に付し、その代金をもって為替金額、延滞利息、運送賃、倉敷料、その他の費用に充て、不足が生じた場合には出荷主または保証人から支払ってもらうこととなります。

この仕組みは、現在、主に外国貿易において利用されている荷付為替手形とほとんど同じと言えるでしょう。荷付為替手形が国内取引で使われることはまれなようですが²⁹、現在よりも貨物輸送に時間がかかっていた当時において、国内取引でも使われていたことは自然なことと思われま

3. 為替

(1) 送金為替

銀行を媒介者として遠隔地間の貸借取引を決済する方法で、たとえば甲地から乙地に向けて送金しようとする時には、送るべきお金と手数料（徴収しないケースもあったようです。）を銀行に渡して為替手形を交付してもらい、送金人はこれを乙地に郵送して、乙地の受取人はその手形に裏書を

²⁹ 小山（2012）142頁。

して、手形に記載された指定の銀行からその代り金を受け取る、または裏書した手形を転々流通させるものです。

当座勘定を開いている銀行の得意先の場合は、為替手形の代わりに小切手を振り出し、これに支払保証の証印を受けて、郵送するのが通例だったとのこと。

さらに、至急で送金を行う時は、電報を使った送金もあったようです。まず、送金人は送るべきお金と手数料を銀行へ差し出して、その領収書を受け取り、送金人は受取人に、銀行は取引銀行に、その旨を電報します。受取人は送金人からの電信送達紙を取引銀行へ差し出し、取引銀行は受け取った電報と照合したうえで、その金額を受取人へ払い渡すとのこと。

さすがに電報を使った送金は、もはや存在しないと思われませんが、最初に説明した送金為替の仕組みは、現在の送金小切手や文書為替（メール振込）に似た仕組みと考えられます。ただし、現在では、送金小切手やメール振込もあまり使われていないようです^{30 31}。

(2) 信用状

遠隔地間でやり取りされるもので、たとえば甲地の銀行がその取引先である乙地の銀行に宛てて、一定の期限内に A さんから依頼があれば、若干の金額に限定して、A さんの受取証、手形、小切手に対して支払いを行うことを依頼するものとのこと。これによって、商人や旅行者は現金を持ち歩くことの不便と危険を免れ、また、国元から送金を待つといった不便や不利を逃れることとなります。さらに信用状の携帯者がその取引地や旅行地において予定の金額を使わない場合には、その残高に対して、相当の利子を得ることができ、為替よりも利便性が高いとされています。

当時、欧米諸国においては使われていたようですが、日本ではあまり使われていなかったようです。

現在、信用状は専ら外国貿易で使われていますが、当時は国内取引や旅行者にも使われることが想定されていたようで、このあたりの事情は、前述の荷為替と同様かもしれません。

³⁰ 全国銀行協会（2012）20 頁。

³¹ 全国銀行資金決済ネットワーク（2014）『全国銀行データ通信システム』7 頁。

4. 代金取立

得意先や取引銀行から取立の委託を受けた手形・小切手類をその支払い義務者に呈示し、その代り金を取り立てるもので、「2. (3) 手形割引」のところで説明した「当所払い」のものと「他所払い」のものがあるとされています。

当所払いの手形・小切手類のうち、銀行宛のものや当該地域の銀行が振り出したものは、その支払銀行に対して取立は行わず、手形交換所に持参して、取引を決済するとされており、すでに手形交換所がその役割を果たしていたことが伺われます³²。ただし、手形交換所に加入していない銀行もあったようで、そのような銀行が支払銀行になっている場合には、個別に取立を行っていたようです。

他所払いのものは、手形支払地における本支店や取引銀行に宛てて郵送し、取立を行ってもらい、その代り金を取立依頼人に払い渡すとのことです。

取立については、取立手数料を徴収する銀行と徴収しない銀行があったようです。

代金取立の仕組みは、現在とほとんど変わらないようです。

5. 保護預り

銀行が得意先の依頼に応じて、古金銀、公債証書、地方債証券、会社株券、会社債券およびその他の貴重品を保護のために預かるものとのことです。

しかしながら、銀行は単にこれを保護のために預かるのみならず、得意先の依頼によっては、預かった公債証書、株券、債券等の利子、配当、償還元利金の受取りも代理人となって処理し、手数料を取るといった、現在のカストディ業務のようなことも行っていたようです。

³² わが国では、明治12年に最初の手形交換所である大阪手形交換所が設立されました。次いで、明治20年に東京手形交換所がされ、その後、各地に手形交換所が設立されています（全国銀行協会連合会・社団法人東京銀行協会（1997）36～30頁）。手形交換所については、「Ⅶ. 手形交換所の組織」もご覧ください。

6. その他

これまで述べてきた業務の他、両替、地金銀・証券の売買、公債証書・債券・株券募集等の業務を取り扱う銀行もあったようですが、『利用法』では、「説明するほどの価値はない」と説明が省略されています。

ここで目に付くのは、やはり「株券募集」です。わが国で銀行・証券業務の分離が行われたのは第二次世界大戦後であり、それ以前は幅広い証券業務を行っていたとのことです³³、株券の募集を行っていた銀行もあったということでしょう。

以 上

³³ 全国銀行協会連合会・社団法人東京銀行協会（1997）264 頁。

参考文献

- 銀行図書館（1998）『本邦銀行変遷史』
- 小山嘉昭（2012）『詳解 銀行法【全訂版】』金融財政事情研究会
- 全国銀行協会（2012）『動物たちと学ぶ 手形・小切手のはなし』
- 全国銀行協会連合会・社団法人東京銀行協会（1997）『銀行協会五十年史』
- 全国銀行資金決済ネットワーク（2014）『全国銀行データ通信システム』
- 土子金四郎（1898）『銀行実務誌（四版）』哲学書院
- 日本銀行（1982）『日本銀行百年史 第1巻』
- 日本銀行（1983）『日本銀行百年史 第2巻』

本稿は、明治36年に発行された『銀行利用法』（著者：須田每六、発行所：國光社出版部）を基に執筆者が個人的にまとめたものであり、内容の正しさを保証するものではなく、また、本稿における意見等は、執筆者の個人的見解であり、全国銀行協会の見解を示すものではありません。